

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 13 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡
令和4年4月13日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和4年5月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和4年3月4日保医発0304第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 77 点
- ロ 小白歯・前歯 48 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 22点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 964点
- (2) 4分の3冠 1,205点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 410点
 - b 複雑なもの 759点
 - ロ 5分の4冠 955点
 - ハ 全部金属冠 1,201点
- (2) 小白歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 279点
 - b 複雑なもの 555点
 - ロ 4分の3冠 686点
 - ハ 5分の4冠 686点
 - ニ 全部金属冠 860点

3 銀合金

- (1) 大白歯
 - イ インレー

| | |
|---------------------------|---------|
| a 単純なもの | 22 点 |
| b 複雑なもの | 38 点 |
| ロ 5分の4冠 | 50 点 |
| ハ 全部金属冠 | 61 点 |
| (2) 小臼歯・前歯・乳歯 | |
| イ インレー | |
| a 単純なもの | 14 点 |
| b 複雑なもの | 29 点 |
| ロ 4分の3冠(乳歯を除く。) | 35 点 |
| ハ 5分の4冠(乳歯を除く。) | 35 点 |
| ニ 全部金属冠 | 45 点 |
| M010-2 チタン冠(1歯につき) | 66 点 |
| M010-3 接着冠(1歯につき) | |
| 1 金銀パラジウム合金(金12%以上) | |
| (1) 前歯 | 686 点 |
| (2) 小臼歯 | 686 点 |
| (3) 大臼歯 | 955 点 |
| 2 銀合金 | |
| (1) 前歯 | 35 点 |
| (2) 小臼歯 | 35 点 |
| (3) 大臼歯 | 50 点 |
| M010-4 根面被覆(1歯につき) | |
| 1 根面板によるもの | |
| (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) | |
| イ 大臼歯 | 410 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 279 点 |
| (2) 銀合金 | |
| イ 大臼歯 | 22 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 14 点 |
| 2 レジン充填によるもの | |
| (1) 複合レジン系 | 11 点 |
| (2) グラスアイオノマー系 | |
| イ 標準型 | 8 点 |
| ロ 自動練和型 | 9 点 |
| M011 レジン前装金属冠(1歯につき) | |
| 1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合 | 1,071 点 |
| 2 銀合金を用いた場合 | 99 点 |
| M011-2 レジン前装チタン冠 | 66 点 |
| M015 非金属歯冠修復(1歯につき) | |
| 1 レジンインレー | |
| (1) 単純なもの | 29 点 |
| (2) 複雑なもの | 40 点 |
| 2 硬質レジージャケット冠 | |
| (1) 歯冠用加熱重合硬質レジン | 8 点 |
| (2) 歯冠用光重合硬質レジン | 183 点 |

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき 2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,383点

ロ 小臼歯 1,042点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 49点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 831点

ロ 小臼歯 1,042点

ハ 大臼歯 1,383点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 63点

ロ 小臼歯 63点

ハ 大臼歯 63点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）

| | |
|---|---------|
| (1) 1 歯から 4 歯まで | 2 点 |
| (2) 5 歯から 8 歯まで | 3 点 |
| (3) 9 歯から 11 歯まで | 5 点 |
| (4) 12 歯から 14 歯まで | 7 点 |
| 2 総義歯（1 顎につき） | 10 点 |
| M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき） | |
| 〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕 | |
| 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき） | 37 点 |
| M020 鑄造鉤（1 個につき） | |
| 1 14 カラット金合金 | |
| (1) 双子鉤 | |
| イ 大・小白歯 | 1,249 点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | 1,016 点 |
| (2) 二腕鉤（レストつき） | |
| イ 大白歯 | 1,016 点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | 780 点 |
| ハ 前歯（切歯） | 601 点 |
| 2 金銀パラジウム合金（金 12%以上） | |
| (1) 双子鉤 | |
| イ 大・小白歯 | 1,106 点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | 865 点 |
| (2) 二腕鉤（レストつき） | |
| イ 大白歯 | 759 点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | 660 点 |
| ハ 前歯（切歯） | 612 点 |
| 3 鑄造用コバルトクロム合金 | 5 点 |
| M021 線鉤（1 個につき） | |
| 1 不銹鋼及び特殊鋼 | 7 点 |
| 2 14 カラット金合金 | |
| (1) 双子鉤 | 599 点 |
| (2) 二腕鉤（レストつき） | 463 点 |
| M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき） | |
| 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 | |
| (1) 前歯 | 306 点 |
| (2) 犬歯・小白歯 | 330 点 |
| (3) 大白歯 | 380 点 |
| 2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 | |
| (1) 前歯 | 38 点 |
| (2) 犬歯・小白歯 | 38 点 |
| (3) 大白歯 | 38 点 |
| M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき） | |
| 1 磁石構造体 | 777 点 |
| 2 キーパー付き根面板 | |
| （根面板の保険医療材料料（1 歯につき）） | |

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

| | |
|----------|-------|
| イ 大臼歯 | 759 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 555 点 |

(2) 銀合金

| | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 38 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 29 点 |

(キーパー)

| | |
|--------|-------|
| 1 個につき | 233 点 |
|--------|-------|

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

| | |
|------------------------|---------|
| (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） | 1,773 点 |
| (2) 鋳造用コバルトクロム合金 | 18 点 |

2 屈曲バー

| | |
|----------|------|
| 不銹鋼及び特殊鋼 | 30 点 |
|----------|------|

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

| | |
|---------|-------|
| 1 シリコン系 | 166 点 |
| 2 アクリル系 | 100 点 |

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| (別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>77 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>48 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>964 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,205 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>410 点</u> b 複雑なもの <u>759 点</u> | (別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 76 点 ロ 小白歯・前歯 47 点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 898 点 (2) 4分の3冠 1,123 点 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 379 点 b 複雑なもの 700 点 |

| | | | |
|---------------------|---------------|---------------------|--------|
| ロ 5分の4冠 | <u>955点</u> | ロ 5分の4冠 | 881点 |
| ハ 全部金属冠 | <u>1,201点</u> | ハ 全部金属冠 | 1,108点 |
| (2) 小臼歯・前歯 | | (2) 小臼歯・前歯 | |
| イ インレー | | イ インレー | |
| a 単純なもの | <u>279点</u> | a 単純なもの | 258点 |
| b 複雑なもの | <u>555点</u> | b 複雑なもの | 512点 |
| ロ 4分の3冠 | <u>686点</u> | ロ 4分の3冠 | 633点 |
| ハ 5分の4冠 | <u>686点</u> | ハ 5分の4冠 | 633点 |
| ニ 全部金属冠 | <u>860点</u> | ニ 全部金属冠 | 794点 |
| 3 銀合金 | | 3 銀合金 | |
| (1) 大臼歯 | | (1) 大臼歯 | |
| イ インレー | | イ インレー | |
| a 単純なもの | 22点 | a 単純なもの | 22点 |
| b 複雑なもの | 38点 | b 複雑なもの | 38点 |
| ロ 5分の4冠 | <u>50点</u> | ロ 5分の4冠 | 49点 |
| ハ 全部金属冠 | 61点 | ハ 全部金属冠 | 61点 |
| (2) 小臼歯・前歯・乳歯 | | (2) 小臼歯・前歯・乳歯 | |
| イ インレー | | イ インレー | |
| a 単純なもの | 14点 | a 単純なもの | 14点 |
| b 複雑なもの | <u>29点</u> | b 複雑なもの | 28点 |
| ロ 4分の3冠(乳歯を除く。) | 35点 | ロ 4分の3冠(乳歯を除く。) | 35点 |
| ハ 5分の4冠(乳歯を除く。) | 35点 | ハ 5分の4冠(乳歯を除く。) | 35点 |
| ニ 全部金属冠 | <u>45点</u> | ニ 全部金属冠 | 44点 |
| M010-2 (略) | | M010-2 (略) | |
| M010-3 接着冠(1歯につき) | | M010-3 接着冠(1歯につき) | |
| 1 金銀パラジウム合金(金12%以上) | | 1 金銀パラジウム合金(金12%以上) | |
| (1) 前歯 | <u>686点</u> | (1) 前歯 | 633点 |
| (2) 小臼歯 | <u>686点</u> | (2) 小臼歯 | 633点 |

| | | | |
|--------------------------------|----------------|--------------------------------|---------|
| (3) 大白歯 | 955 点 | (3) 大白歯 | 881 点 |
| 2 銀合金 | | 2 銀合金 | |
| (1) 前歯 | 35 点 | (1) 前歯 | 35 点 |
| (2) 小白歯 | 35 点 | (2) 小白歯 | 35 点 |
| (3) 大白歯 | <u>50 点</u> | (3) 大白歯 | 49 点 |
| M010-4 根面被覆 (1 歯につき) | | M010-4 根面被覆 (1 歯につき) | |
| 1 根面板によるもの | | 1 根面板によるもの | |
| (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | | (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | |
| イ 大白歯 | <u>410 点</u> | イ 大白歯 | 379 点 |
| ロ 小白歯・前歯 | <u>279 点</u> | ロ 小白歯・前歯 | 258 点 |
| (2) (略) | | (2) (略) | |
| 2 (略) | | 2 (略) | |
| M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき) | | M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき) | |
| 1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合 | <u>1,071 点</u> | 1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合 | 988 点 |
| 2 銀合金を用いた場合 | <u>99 点</u> | 2 銀合金を用いた場合 | 98 点 |
| M011-2~M016-3 (略) | | M011-2~M016-3 (略) | |
| M017 ポンティック (1 歯につき) | | M017 ポンティック (1 歯につき) | |
| 1 鑄造ポンティック | | 1 鑄造ポンティック | |
| (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | | (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | |
| イ 大白歯 | <u>1,383 点</u> | イ 大白歯 | 1,276 点 |
| ロ 小白歯 | <u>1,042 点</u> | ロ 小白歯 | 961 点 |
| (2) (略) | | (2) (略) | |
| 2 レジン前装金属ポンティック | | 2 レジン前装金属ポンティック | |
| (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合 | | (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合 | |
| イ 前歯 | <u>831 点</u> | イ 前歯 | 767 点 |
| ロ 小白歯 | <u>1,042 点</u> | ロ 小白歯 | 961 点 |
| ハ 大白歯 | <u>1,383 点</u> | ハ 大白歯 | 1,276 点 |
| (2) 銀合金を用いた場合 | | (2) 銀合金を用いた場合 | |
| イ 前歯 | <u>63 点</u> | イ 前歯 | 62 点 |

| | | | |
|--|----------------|--|---------|
| ロ 小白歯 | <u>63 点</u> | ロ 小白歯 | 62 点 |
| ハ 大白歯 | <u>63 点</u> | ハ 大白歯 | 62 点 |
| M017-2～M019 (略) | | M017-2～M019 (略) | |
| M020 鑄造鉤 (1 個につき) | | M020 鑄造鉤 (1 個につき) | |
| 1 14 カラット金合金 | | 1 14 カラット金合金 | |
| (1) 双子鉤 | | (1) 双子鉤 | |
| イ 大・小白歯 | <u>1,249 点</u> | イ 大・小白歯 | 1,163 点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | <u>1,016 点</u> | ロ 犬歯・小白歯 | 946 点 |
| (2) 二腕鉤 (レストつき) | | (2) 二腕鉤 (レストつき) | |
| イ 大白歯 | <u>1,016 点</u> | イ 大白歯 | 946 点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | <u>780 点</u> | ロ 犬歯・小白歯 | 727 点 |
| ハ 前歯 (切歯) | <u>601 点</u> | ハ 前歯 (切歯) | 560 点 |
| 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | | 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | |
| (1) 双子鉤 | | (1) 双子鉤 | |
| イ 大・小白歯 | <u>1,106 点</u> | イ 大・小白歯 | 1,020 点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | <u>865 点</u> | ロ 犬歯・小白歯 | 798 点 |
| (2) 二腕鉤 (レストつき) | | (2) 二腕鉤 (レストつき) | |
| イ 大白歯 | <u>759 点</u> | イ 大白歯 | 700 点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | <u>660 点</u> | ロ 犬歯・小白歯 | 609 点 |
| ハ 前歯 (切歯) | <u>612 点</u> | ハ 前歯 (切歯) | 565 点 |
| 3 (略) | | 3 (略) | |
| M021 線鉤 (1 個につき) | | M021 線鉤 (1 個につき) | |
| 1 (略) | | 1 (略) | |
| 2 14 カラット金合金 | | 2 14 カラット金合金 | |
| (1) 双子鉤 | <u>599 点</u> | (1) 双子鉤 | 559 点 |
| (2) 二腕鉤 (レストつき) | <u>463 点</u> | (2) 二腕鉤 (レストつき) | 432 点 |
| M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき) | | M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき) | |
| 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 | | 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 | |

| | | | |
|---|----------------|---|---------|
| (1) 前歯 | <u>306 点</u> | (1) 前歯 | 282 点 |
| (2) 犬歯・小白歯 | <u>330 点</u> | (2) 犬歯・小白歯 | 305 点 |
| (3) 大白歯 | <u>380 点</u> | (3) 大白歯 | 350 点 |
| 2 (略) | | 2 (略) | |
| M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき) | | M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき) | |
| 1 (略) | | 1 (略) | |
| 2 キーパー付き根面板 | | 2 キーパー付き根面板 | |
| (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) | | (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) | |
| キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 | | キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 | |
| (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | | (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | |
| イ 大白歯 | <u>759 点</u> | イ 大白歯 | 700 点 |
| ロ 小白歯・前歯 | <u>555 点</u> | ロ 小白歯・前歯 | 512 点 |
| (2) 銀合金 | | (2) 銀合金 | |
| イ 大白歯 | 38 点 | イ 大白歯 | 38 点 |
| ロ 小白歯・前歯 | <u>29 点</u> | ロ 小白歯・前歯 | 28 点 |
| (キーパー) | | (キーパー) | |
| 1 個につき | 233 点 | 1 個につき | 233 点 |
| M023 バー (1 個につき) | | M023 バー (1 個につき) | |
| 1 鋳造バー | | 1 鋳造バー | |
| (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | <u>1,773 点</u> | (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | 1,636 点 |
| (2) (略) | | (2) (略) | |
| 2 (略) | | 2 (略) | |
| M030 (略) | | M030 (略) | |